

## 甲賀市税条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、甲賀市税条例の一部を改正するものです。

### 2 改正の概要

#### 【個人市民税】

- （１） 個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書において法律の改正に伴う規定の整備を行い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書については、提出義務の範囲の見直しに伴い改正を行います。

（令和 9 年 1 月 1 日施行）

#### 【第 3 6 条の 3 の 2 及び第 3 6 条の 3 の 3 関係】

- （２） 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る適用期限の撤廃及び住宅借入金等特別税額控除について適用期限の延長に伴う改正を行います。

（令和 9 年 1 月 1 日施行）

#### 【制定付則第 6 条及び第 7 条の 3 関係】

#### 【固定資産税】

- （３） 固定資産税の免税点について法律の改正にあわせて改正を行います。  
家屋の免税点が 2 0 万円から 3 0 万円に、償却資産の免税点が 1 5 0 万円から 1 8 0 万円へ引き上げられます。

（令和 9 年 4 月 1 日施行）

#### 【第 6 3 条関係】

(４) この条例は、令和９年１月１日から施行し、改正付則第１条各号に掲げる規定にあっては、当該各号に定める期日から施行します。

【改正付則関係】

### ３ その他

固定資産税の免税点の見直しによる影響額は、約３９０万円の減少と見込んでおります。